

社会福祉法人ふじの実会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規則

平成29年4月1日
規則第7号

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人ふじの実会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤役員で職員と兼務する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 法人の常勤理事の報酬月額、別表第1に定める額とする。

4 非常勤理事に対する報酬は、別表第2に定める額とする。

5 監事の報酬は、別表2に定める額とする。

6 個々の評議員の報酬は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人ふじの実会職員給与支給規則に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、社会福祉法人ふじの実会委員の報酬及び費用弁償並びに職員の旅費に関する規則に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する

別表第1 常勤理事の報酬

| 役職名 | 報酬の額 |
|------|-------------|
| 常務理事 | 月額 350,000円 |

職員と兼務する者に対しては、報酬は支給しない。

別表第2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

| 区 分 | 日額 |
|-----------------|--------|
| 評議員会への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 理事長

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|-------------|
| 理事長 | 月額 100,000円 |

(3) 理事

| 区 分 | 日額 |
|-----------------|--------|
| 理事会等会議への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000円 |

職員と兼務する者に対しては、報酬は支給しない。

(4) 監事

| 区 分 | 日額 |
|-----------------|--------|
| 監事監査等への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000円 |